

第2次 板柳町地域福祉計画

令和5年3月
板柳町

1 計画策定の趣旨

地域福祉とは、手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題について、住んでいる「地域」を中心に考え、住民や行政、地域を支える団体や事業者などが力を合わせ、自分たちが住んでいる地域を暮らしやすくし、住民一人ひとりが自立した生活を送ることができることを目指すものです。

近年、ライフスタイルの多様化に伴い、近所付き合いや世代間の交流が少なくなるなど、家庭と地域とのつながりが希薄化しています。また、昨今では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛などによって、これまでよりも地域とつながりにくくなるなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきています。

さらに、80代の親が50代のひきこもりがちな子どもを支え同居する「8050問題」、子育てと親の介護を同時に抱える「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族の世話や介護を日常的に行っている「ヤングケアラー」といった複数の問題が重なり複雑化している新たな問題も発生しています。これらの問題は、これまでの福祉分野の狭間にあり従来の公的支援では対応しきれない状況となっています。

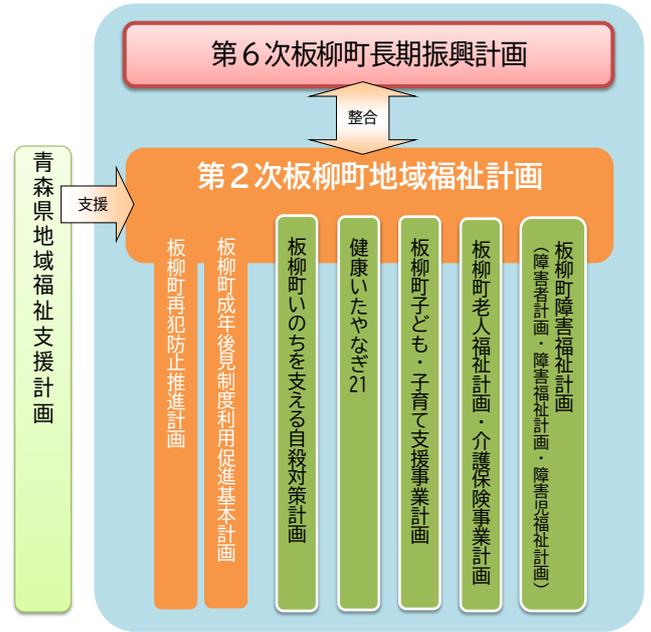
これら、地域の課題解決に取り組むため、板柳町では、平成30年3月に「地域福祉計画」を策定し「地域がつながり、支え合い、住みよいいたやなぎ」を基本理念に掲げ、「地域住民」、「地域団体等」、「行政」それぞれの役割を定め、地域福祉の推進に努めてきました。今回、計画の見直し時期にあたり、さらに「地域共生社会」の実現へ向けた地域福祉を推進するため、これまで推進してきた取組を継承しつつ、重層的支援体制整備事業など新たな取組を加え、「第2次板柳町地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

また、本計画は、町政運営の基本方針である「第 6 次板柳町長期振興計画」の分野別計画としての性格を持っています。

また、福祉分野における「老人福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康いたやなぎ 21」等の上位計画として、各個別計画に共通する理念を相互に関連付けるとともに、地域福祉を進めていくための基本的な方向性を示しています。



3 計画の期間

本計画は、令和 5 年度を初年度とし、令和 9 年度を最終年度とする 5 年間の計画です。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を点検し、見直しを行います。

年度 計画名称	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
長期振興計画	第5次 (H23~R2)		第6次 (R3~R12)							
地域福祉計画	地域福祉計画 (H30~R4)				第2次地域福祉計画 (R5~R9)					
障害福祉計画 (障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)	障害福祉計画 (H30~R2)		障害福祉計画 (R3~R5)			障害福祉計画 (R6~R8)				
老人福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期 (H30~R2)		第8期 (R3~R5)			第9期 (R6~R8)				
子ども・子育て支援事業計画	第1期 (H27~R元)	第2期 (R2~R6)				第3期 (R7~R11)				
健康増進計画	第2次 (H25~R5)					第3次 (R6~R15)				
いのちを支える自殺対策計画	いのちを支える自殺対策計画 (R元~R5)					いのちを支える自殺対策計画 (R6~R10)				

4 計画の基本理念

地域がつながり、支え合い、住みよいまち いたやなぎ

住み慣れた地域で最後まで生きがいを持って、安心して快適に暮らすことは多くの住民の願いです。しかし、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、住民の福祉ニーズが多様化、複雑化している中、効果的、効率的な支援が求められています。

このような状況の中、地域福祉を推進するためには地域の住民、行政、地域を支える団体、事業者などが共に力を合わせ、さまざまな課題を受け止め、その内容に応じた解決へとつないでいく仕組みが求められています。

子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる板柳町らしい「地域がつながり、支え合い、住みよいまち いたやなぎ」の実現を目指します。

5 計画の基本目標

本計画の基本理念を目指し、「誰もが安心して共に支え合うまち」、「人や地域のつながりを大切にす
るまち」、「安心して共に暮らせるまち」の3つの基本目標を掲げ、地域福祉活動を推進していきます。

【基本目標1 誰もが安心して共に支え合うまち】

多様化・複雑化・複合化する課題や制度の狭間にある課題を関係機関と連携し包括的に支援できる相談支援体制の整備を目指します。

また、福祉サービスが必要となった場合には、いつでも、自分に合った質の高いサービスを、自らの意思で選択し、利用できるようサービスの提供体制の基盤整備と利用促進を目指します。

【基本目標2 人や地域のつながりを大切にす るまち】

地域福祉を推進するため、住民がお互いを理解し、お互いを尊重し合うことが出来るよう、地域福祉の意識の向上を目指します。

また、住民がお互いに支え合い、助け合う地域づくりを推進するため、支え合いや交流の仕組みづくり、地域活動等の活性化を目指します。

【基本目標3 安心して共に暮らせるまち】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、防犯・防災体制や緊急時の協働体制の構築を目指します。

また、健康づくりや介護予防、就労、生きがいづくりなどの地域課題の低減を図り、地域福祉推進の活力向上を目指します。

6 計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取り組みの方向性と役割分担を明らかにします。

基本理念	基本目標	基本施策
地域が つながり、 支え合い、 住みよ いまち いた やな ぎ	1 誰もが安心して 共に支え合 うまち	(1) 包括的相談支援体制の構築
		(2) 地域福祉のネットワークづくり
		(3) 生活困窮者自立支援対策の推進
	2 人や地域のつな がりを大切 にするまち	(1) 地域福祉の意識づくり
		(2) 地域の交流の推進
		(3) 地域活動の促進
		(4) 地域福祉を支える人材確保と育成
	3 安心して共に暮 らせるまち	(1) 災害時の支援体制の充実
		(2) 防犯対策の充実
		(3) 健康づくり・介護予防の推進
		(4) 社会参加の促進と生きがいづくり

第2次板柳町地域福祉計画 概要版

令和5年3月

問い合わせ先：板柳町 介護福祉課

〒038-3692 板柳町大字板柳字土井 239-3

TEL 0172-73-2111